

器25 医療用鏡
一般医療機器 歯鏡 JMDNコード 31776000

パラレルミラー

【形状・構造及び原理等】

形状:



材質: ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

口腔内診査又は圧排のために用いる歯科用器具で、ミラーへッドからなる。

- (7) 滅菌する場合は、高压蒸気滅菌をすること。詳細は高压蒸気滅菌装置の説明書に従うこと。例 134°C5分又は121°C15分
- (8) 洗浄、消毒装置あるいは高压蒸気滅菌装置を使用する際は、機器どうしを接触させないこと。
- (9) 乾燥させてから保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

製造販売業者: プレミアムプラスジャパン株式会社
電話番号 06-6845-0066

製造業者 : Hager & Werken GmbH & Co. KG
(国名: ドイツ)

【使用方法等】

- (1) 適合するミラーハンドルに接続する。
- (2) 支台歯形成時の平行性確認等に使用する。

【使用上の注意】

- (1) 使用前に必ず製品の点検をすること。
- (2) 破損、摩耗、腐食、変形、脱落、その他損傷等が確認された場合は使用しないこと。
- (3) 破折等の原因となるため、強い衝撃を与えないように丁寧に取り扱うこと。
- (4) 長期の使用により磨耗等の劣化が生じるので、適宜交換すること。
- (5) 【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- (6) 歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- (7) 廃棄の際は感染防止に留意し、関係法令及び各自治体の指導に従った安全な方法で適切に処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

- (1) 高温、低温、多湿、直射日光、水分(水漏れ)、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、加圧(物理的負荷)及び汚染を受けない清潔な場所に保管すること。
- (2) 滅菌済みのものを貯蔵・保管する際、汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに、有効保管期間の管理をすること。
- (3) 「もらいさび」を防ぐため、錆びている器具と一緒に保管しないこと。
- (4) 接触腐食を防ぐため、材質の異なる金属製器具どうしは保管時に接触させないこと。
- (5) 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。

【保守・点検に係る事項】

- (1) 使用後洗浄又は消毒する際、感染予防のためゴム手袋、保護メガネ、マスク等を着用すること。
- (2) ミラーハンドルから外して洗浄、消毒又は滅菌すること。
- (3) 機器に付着した血液、体液、組織等は、乾燥し、固化する前に流水による洗浄、洗浄液等への浸漬等により確実に除去すること。
- (4) 洗浄剤及び消毒剤は、洗浄／消毒方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
- (5) 洗浄／消毒後は精製水で十分すすぎ、乾燥させること。
- (6) ウオッシャーディスインフェクター等の洗浄、消毒装置を使用する場合は、93°C以上に加熱しないこと。